

契 約 後 V E 工 事 特 記 仕 様 書

1 定義

「V E 提案」とは、静岡県建設工事契約約款（以下「約款」という。）第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下することなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、乙が甲に行う提案をいう。

2 V E 提案の意義及び範囲

- (1) 乙がV E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- (2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。
 - ① 施工方法等を除く工期延期の施工条件の変更を伴う提案
 - ② 約款第 18 条に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③ 入札時に競争参加資格要件として定めた、同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

3 V E 提案書の提出

- (1) 乙は、前項のV E 提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E 提案書（様式 1 ～ 4）に記載し、甲に提出しなければならない。
 - ① 設計図書に定める内容と、V E 提案の内容の対比及び提案理由
 - ② V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む。）
 - ③ V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④ 甲が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤ 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥ その他、V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

- (2) 甲は、提出されたV E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を乙に求めることができる。
- (3) 乙は、前項のV E 提案を契約の締結日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、甲に提出できるものとする。
- (4) V E 提案の提出費用は、乙の負担とする。

4 V E 提案の審査

V E 提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。

5 V E 提案の採否等

- (1) 甲は、V E 提案の採否について、V E 提案の受領後14日以内に書面（様式5）により乙に通知するものとする。ただし、乙の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- (2) また、提出されたV E 提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。
- (3) 甲は、V E 提案による設計図書の変更を行う場合は、約款第19条の2の規定に基づくものとする。
- (4) 甲は、V E 提案による設計図書の変更を行う場合は、約款第24条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- (5) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- (6) V E 提案を採用した後、約款第18条の条件変更が生じた場合において、甲がV E 提案に対する変更案を認めた場合、乙はこれに応じるものとする。
- (7) 甲は、約款第18条の条件変更が生じた場合には、約款第24条第1項の規定に基づき請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、約款第18条の条件変更

が生じた場合の前記の(5)のV E管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、または著しく工事低減額が減少した場合においては、甲乙協議して定めるものとする。

6 V E提案の保護

V E提案については、以後の工事について、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

7 責任の所在

甲がV E提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない場合においても、V E提案を行った乙の責任が否定されるものではない。

(別 紙)

本工事については、静岡県建設工事請負契約約款第 19 条の次に以下の 1 条を加える。

(設計図書の変更に係る乙の提案)

第 19 条の 2 乙は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、甲に提案することができる。

2 甲は、前項の規定に基づく乙の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを乙に通知しなければならない。

3 甲は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

(注)

1 本件(別記)は「契約後 V E 試行要領」に定められた契約約款への追記事項である。

2 本来は、V E 特記仕様書に添付する必要はないが、本件を V E 特記仕様書に添付する場合には、『(別記)』を『(別紙)』に変更し、以下の文言を追記する。

「本工事については、静岡県建設工事請負契約約款第 19 条の次に以下の 1 条を加える。」

様 式 1

提出日：平成 年 月 日

V E 提 案 書

発注者

様

請負者
住 所
氏 名

印

静岡県建設工事請負契約約款第 19 条の 2 に基づき V E 提案書を提出いたします。

工事名：		連絡者 氏名 T E L F A X
工事場所：		
契約締結日：		
V E 提案の概要		
番号	項 目 内 容	概算低減額（千円）
概 算 低 減 額 合 計		

注) 記入欄が不足する場合には、V E 提案の概要部分のみを別紙として添付してください。
なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものとする。

様式 2

番号	項目内容
----	------

(1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比	
【現状】…略図等	【改善案】…略図等

(2) 提案理由

(3) V E 提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入） ※必要に応じて、施工要領図、構造計算書を添付
--

(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）

(5) その他

様式3（横長用紙）

番号		項目内容	
----	--	------	--

V E 提 案 に よ る 概 算 低 減 額 及 び 算 出 根 拠

【現状】						【改善案】					
名称	規格等	単位	数量	単価	金額	名称	規格等	単位	数量	単価	金額

（注）必要に応じて、算出根拠の裏付けとなる数量計算表、単価根拠（見積書、工費算定書等）を添付するものとする。

様式 4

番号		項目内容	
(1) 工業所有権の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項			
(2) V E 提案が採用された場合に留意する事項（提案内容の公表に係る所見等）			

様式 5

第 号
平成 年 月 日

V E 提 案 採 否 通 知 書

(請負者)

住 所
氏 名

様

(発注者)

契約後 V E 特記仕様書 3. (1) に基づき、平成 年 月 日付けで提出されました V E 提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工事名：		V E 提案項目数：		
工事場所：		採用項目数：		
契約締結日：		不採用項目数：		
V E 提案に対する「採否」及びその理由				
番号	項目内容	採否の区分	採否の理由	特記事項
		採・否		
		採・否		
		採・否		
		採・否		
		採・否		
		採・否		
		採・否		
		採・否		
		採・否		
		採・否		
		採・否		
		採・否		

採否に対する問い合わせ先及び担当室

静岡県土木部 建設政策室 TEL 054-221-2131
〇〇〇〇室 TEL 054-221-3037 (事業担当室に訂正する。)
〇〇土木事務所 企画検査課 TEL 054-286-9321